

監査委員公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定により，令和3年11月に定期監査を執行したので，同条第9項の規定により，その結果を，次のとおり公表する。

令和3年12月15日

海田町監査委員

永 海 房 雄

海田町監査委員

大高下 光 信

海 監 査 第 3 8 号
令和 3 年 1 2 月 1 5 日

海 田 町 長 様
海田町教育委員会教育長 様

海田町監査委員

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年11月に実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として措置を講じたときは、速やかにその旨を監査委員に通知してください。この通知を受けた場合は、講じた措置の内容を公表します。

定期監査報告書

第1 準拠基準

海田町監査基準

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

第3 監査の対象及び対象期間

(1) 監査の対象 教育委員会

(2) 対象期間 令和3年度（ただし、必要に応じて令和2年度以前を含む。）

第4 監査の着眼点及び実施内容

財務に関する事務の執行が、関係法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 海田町役場委員会室

(2) 日 程 令和3年11月10日・12日

第6 監査の結果

教育委員会における財務事務については、おおむね適正と認められた。

なお、指摘すべき事項等（以下「指摘事項等」という。）があったため、以下に記載する。指摘事項等については、関係法令等を再度確認し、適切な措置を講じられたい。

監査対象部署	教育委員会
所管課等	【指摘事項等】
生涯学習課	ふるさと館の予算流用について 消防設備点検によって指摘された誘導灯の不備を修理するため、1者見積りによりふるさと館費の需用費（光熱水費）から同需用費（施設修繕料）に不足する額202,000円（必要見込額242,060円）を流用している。しかし、2者見積りの結果、修理に要した額は110,000円で、必要見込額を大きく下回り、130,000円の執行残が生じている。必要見込額の算定に当たっては、多額の執行残を生じることのないよう、2者以上から見積りを徴収されたい。

	図書館の雨漏りについて 図書館の雨漏りについては、屋上については防水等修繕工事により解消したところであるが、外壁からの雨漏りが確認される度に、需用費（施設修繕料）により対応している。図書館は建設後３６年経過しており、他にも複数箇所の雨漏りが確認されていることから応急的な修繕ではなく、外壁全体の調査について検討されたい。
	海田町文化スポーツ協会への使用許可について 従来、公民館が開設していた各種講座を今年度から海田町文化スポーツ協会が海田公民館、海田東公民館及び海田東体育館を使用して開設しているところであるが、これらの施設の使用に当たっては、協会から各講座の利用内容（曜日・時間・使用室等）が提出され、年間スケジュールの提出を受け、３か月前までに活動日の確認を行い、利用しない場合は一般に貸出を行えるようにしているとのことであった。 しかし、海田町公民館条例第７条によれば、「公民館を使用しようとする者は、申請書を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。」と規定されているにもかかわらず、協会から申請書は提出されておらず、教育委員会も許可を与えることなく使用を認めていることは適切とはいえない。 海田町文化スポーツ協会の各種講座の使用許可については、その手続き、取扱い等について方針を示されたい。